平成30年度第2回浜松市中央卸売市場のあり方研究会議事録

日 時: 平成30年12月18日(木)

 $10:00\sim11:00$

会 場:管理棟3階 中会議室

出席者:別紙のとおり

1 開会

市場長

2 あいさつ

農林水産担当部長

3 協議事項

(1) 中央卸売市場業務条例改正の方針について

【8月20日から9月7日実施のヒアリング内容】

- ・4 月のアンケートによる意見聴取では、第三者販売、直荷引き及び商物一致の原則規定の要否について各社、各団体から回答をいただいた。(回答団体:24 団体 無回答:1 団体 未提出:1 団体)
- ・8 月下旬から 9 月上旬にかけて、市場関係団体に対し、個別ヒアリングによる意見聴取 を行った。(卸売業者 4 社、仲卸業者 19 社、売買参加者団体 3 団体、関連団体、出荷 者組合)

【ヒアリング等実施した結果】

- ・第三者販売の原則禁止の要否(必要:15団体 不要・どちらでもいい:11団体)
- ・商物一致の原則規定の要否(必要:12団体 不要・どちらでもいい:14団体)
- ・直荷引きの原則禁止の要否(必要:8団体 不要・どちらでもいい:18団体)
- ・売買取引の方法(別表規定)の要否(必要:6団体 不要・どちらでもいい:20団体) ※出荷者は、売買取引の方法について、青果物、水産物ともに、せり売、相対取引の物 品の別は、気にしていない。漁獲、生産があって出荷できる市場、販売可能な仕組み により生活ができればいいと考える。
- ※関連団体は、意見なし。
- 4月のアンケート、ヒアリング実施を経て今回、市の方針の説明に至る。

【説明】髙栁専門監説明:市(開設者)の方針

・ヒアリングからは、出荷者、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等の団体からの回答は、市場関係者のそれぞれの立場において、集荷する側、買受ける側での意見は、相反するものもであった。

- ・浜松市が中央卸売市場の開設者である理由は、浜松市民が市場を必要とする意思にほかならない。市民ニーズにより、市場が市民の台所として、生鮮食料品等の安定的供給が継続的に行われることが最大の目的で市場運営が望まれる。今回の卸売市場法の改正は、「食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすこと」そのために流通の効率化、品質・衛生管理の高度化、情報通信技術を利用した効率的な商品管理、加工食品及び小口消費の需要増大への対応、また、卸・仲卸業者の労働環境の改善として働きやすい職場づくりによる人材の確保に努めるなど、取り組みが求められている。今後、卸売市場の活性化は、流通の自由化による効率的な輸送、コスト削減を期待し、且つ、新鮮で安全な生鮮食料品等を全国、世界各地へ発信したり、受入れたりと、更なる市民ニーズに応えていく必要がある。そのために、市場取引の自由度を高め、すべてにおいてロスを軽減することが重要であり、開設者としては、いわゆる共通ルール以外のルールの規定はしない方向で次の方針を打ち出した。
- ・改正卸売市場法に係る業務条例の比較と現状を説明
- ・物品ごとに売買取引の方法を決める規制の廃止
- ・卸売市場法改正に伴う取引ルールについての説明
- ・市場ごとに定める取引ルール (第三者販売の原則禁止、商物一致の原則、直荷引き の原則禁止) は条例に規定しない方針説明
- ・卸売市場法改正の方針説明を受けて、開設者の考え方に対して意見がある方は団体 名で12月28日までに意見書として書面で管理事務所に提出するよう依頼。
- ・中央卸売市場業務条例改正に伴うスケジュール、市場法改正方針決定までのスケジュールを提示
- ・参考として、卸売市場に関する基本方針、改正卸売市場法関係法令三段表を提示

【質疑応答】

卸理事:第三者販売について、横浜あたりで仲卸から出た話ですが、ルール設定をも とに第三者の登録、買参権を認めるという話がある。浜松市の方針はすべて フリーということですね。いまの現状を見ていてそういうことを言うのか、 それとも国の方針に浜松市も乗っかったのか、説明してください。

市 : 出荷者から卸売業者へ委託される物品の取扱全量を仕切るには、仲卸業者や 売買参加者がその全量を買い受けられなければならない。しかし、現状では、 仲卸業者、売買参加者が全量を買い支えていない。この現状から第三者に販 売することで全量を仕切る第三者販売は必要なものと考える。生鮮食料品等 の流通は、せり人の迅速な判断が重要であり、申請等の事務処理など簡素化 を図るとともに、スムーズな取引の実現のため規制を外すこととした。

卸理事:仲卸しの直荷引きは今後あり得るだろうということでフリーということです ね。 市 : 卸売業者の集荷は、出荷者から大口ロッドでの取り扱いが多く、小口で受けることは難しいと考える。しかし、仲卸は、販売先からのニーズに応えるために、小口でも仕入れたい物品がある。こうした卸売業者が対応できない小口の取扱物品対応では、仲卸にしか引けない物品もあると考える。フリーで自由に取引が可能になることを推奨しているのではない。必要に応じてということである。また、取引参加者間の公平公正を考えるうえで、実績報告の提出や、立入検査などにより取引状況を把握することで仲卸業者の優位性とならないよう指導監督を行っていく。

卸理事:卸の第三者販売、商物分離及び仲卸の直荷引きということだが、確実に把握 されるかを危惧している。把握ができるのかどうか。

市 : 共通ルール以外のルールは規制を廃止しても、ただ自由では、市場取引の公 正な把握はできない。市としては、実績報告など、月1回の電子媒体等で報 告を考えている。

卸理事:どうしてもそこの部分が気になって。

市 : 実績報告の提出とともに、立入検査等の実施による検証も含め公平な取引 状況の把握に努める。

市場長: 市場法改正を機に、卸売市場としての卸の役割、仲卸の役割を考えていただきたい。お互いの得意分野がある。卸は集荷、仲卸は分荷して販売である。今一度この部分を見直ししていただき、業界間の中で新たな仕組みづくりを考えていただきたい。

仲卸理事:第三者販売、商物一致、直荷引き取引は、難しい問題が絡んでくる。取引 参加者の取引ルールは、条例などでルール付けした方がいいのではないか。

卸理事: 事例が今までなかったがこれから出てくることだろう。しっかりとルール付けを考えた方がいいかと。第三者販売も、商物一致も、同じだと思う。自由度は高める方がいい。市場にとって、浜松市民にとって、何がプラスなのかを考えるべきである。我々業界の事情ばかりでなく、この市場は何のためにあるのか。そう考える中で規制緩和による取引は重要かと。取引参加者間が規制等を理解することが必要と考える。

仲卸理事:最低限のルール作りというのは、必要だと思う。

仲卸理事:卸と仲卸といった関係者が、一致団結してのルール作りが必要かと思う。

卸理事 : 浜松市場だけを考えて規制できればいいが、他の市場が商物一致の原則等の規定を外すとなると、コスト面等でかなわない。電話1本で量販店へ直送されることに対し、市場卸売規制での対抗では、不利である。規制ではなく緩和して、自由度を高めた取引を推奨いただきたい。規制緩和を考慮しつつ、公平な取引となるよう取引参加者での話し合いも重要である。

売参理事:水産物商業協同組合からは、卸が集荷できない物品は、仲卸に直荷引きを

お願いするしかない。

仲卸理事:卸、仲卸の役割をしっかりと果すことが重要。卸の集荷も大変だがしっか

りやっている。

市場長 : 本年10月の全中協において検討している他市場の状況(第三者販売、商

物分離、仲卸の直荷)を報告する。(20181031 全国中央卸売市場協会 業

務担当課長会(第3回)から抜粋。)

東京:原則自由化、事前申請は廃止、実績報告は残す、業界の新聞では来

年4月までにまとめゼロベースでの取引ルール検討

横浜市:原則自由化

名古屋:原則自由化、その他の取引ルールは定めない

京都:規制化を検討

大阪:自由化、規制化、例外の緩和などを検討

市場長 : 東海圏については、原則自由な方向で各市場調整されている。

市場長 : 意見書は、市の方針など確認いただき、12/28までにご提出をお願い

する。

市場長 : 今後のスケジュールについて (説明)。

卸売市場における基本方針、改正法の資料を添付

(2) その他

【質疑応答】消費税軽減税率に関すること

売参・買出理事:消費税軽減税率に対応するための代金決済が複雑でソフトウェアの

組み換えが必要で大きな問題なのですが、開設者としてどうお考え

か?非常に複雑である。

市場長: 本年、国税の方から消費税の説明会を開催した。ソフト改修は、国

で補助金などの制度がある説明であった。市では、この件について

の補助事業はないので国の制度に沿ってお願いしたい。

売参・買出理事:代金決済を公表するとなると。

市場長:代金決済の公表は、支払ルールなど買受代金の支払期日である。

売参・買出理事:商品によって、税率が違うというと。

市 : 食品の税率は8%、委託手数料は10%、といった部分である。事

業者においては、レジスターなどの調整が必要というところである。

売参・買出理事:こういう決済方法が非常に特殊だと言われている。

市:消費税の内容等でわからないことは開設者も相談を受ければ、確認

作業の対応はする。事業者のみなさんには、名古屋国税局、浜松東

税務署に直接聞いていただければと思う。

売参・買出理事:理由はわかるが、消費税の方向性示してくれないと。

市農水部長:情報収集して消費税については、情報提供する。

本日はありがとうございました。浜松市は、国の法改正の趣旨に沿 って考えていきたい。その中の1つは、今まであった規制を撤廃す ることによってこの浜松市場がより活性化していくことを目指すも の。先ほど、何のためにやっているのかという話があったが、これ は浜松市民のためであり、この浜松市中央卸売市場のみなさんのた めでもある。ある意味、今までとルールが変わるということで戸惑 いはあるが、「誰のために」「何のために」というところを見据え、 判断、意見いただければと思う。以上よろしくお願いする。

卸理事

: 税制のことは詳しく聞いて欲しい。税務署に聞けというのはわかる のだが、見解が違う場合もある。委託の場合はどうなのか。今まで は委託の売上高はそのまま計上してきた。しかし、改正消費税につ いて新聞紙面情報では、委託手数料だけを計上することなどが掲載 されている。どうなのか。

: 農水省に確認したところ、税法上での方針はあるが、事業報告書等の

提出は現状と変わらないとの回答をもらった。

: 税務署を始めとしたところへ、農林水産省から伝えてもらわないと、 卸理事

税務署の査察の際に、説明できない。

市農水部長 : 例えば、税務署の説明会を開くなど対応できればと考える。みんな困

っていると思う。

市場長 :各自の疑問をまとめ税務署に説明してもらうなど対応を考える。

卸理事 :水産物部は、買付が多くなっているが、青果は、まだ委託が多いと考

える。

市農水課長 : 税務署からも書面でもらった方がいいですよね。形で残っていないと、

税務署が入った時に、説明できない。質問を書いて、回答をもらい、 みんなで共有するということをした方が。担当が違うと判断が違うこ

とになることもある。

:消費税については、市で調整させていただく。 市場長

4 閉会

市

第2回あり方研究会出席者

No	委員区分	役職名	氏名
1	水産卸会社	㈱浜松魚市代表取締役社長	宮地 一郎
2	水産卸会社	浜松魚類㈱代表取締役社長	白井 君夫
3	青果卸会社	㈱浜中代表取締役会長	池田 規
4	青果卸会社	㈱浜中取締役社長	岡田 力也
5	青果卸会社	浜松青果㈱代表取締役社長	松井 英司
6	水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長	荒木 定雄
7	青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長	伊藤 嗣男
8	青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長	村上 百里
9	果物商業協同組合	果物商業協同組合理事長	松本 光由
10	水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長	春日 大史
11	関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長	山田 晴久
12	開設者	産業部農林水産担当部長	山下 文彦
13	開設者	産業部農業水産課長	北嶋 秀明
14	開設者	産業部中央卸売市場長	山本 和美
15	管理事務所	産業部中央卸売市場	中村 直行
16	管理事務所	産業部中央卸売市場	髙栁 光男
17	管理事務所	産業部中央卸売市場	池谷 謙司
18	管理事務所	産業部中央卸売市場	三浦 宏之
19	管理事務所	産業部中央卸売市場	古橋 育三
20	管理事務所	産業部中央卸売市場	浅井 祐城
21	管理事務所	産業部中央卸売市場	山田 正樹
22	市関係	産業部農業水産課	河野 和世
23	市場協力会	市場協力会事務局長	小粥 康弘